

太田市告示第 57 号

太田市放置自転車等防止条例（平成 19 年太田市条例第 67 号）の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

太田市長 穂積 昌信

- | | |
|--------------|---|
| 1 撤去年月日 | 令和 7 年 2 月 1 日から 3 月 31 日まで |
| 2 撤去した自転車の台数 | 67 台 |
| 3 保管場所及び保管期間 | 保管場所 太田市本町 58 番 5 号
太田駅高架下第 2 駐輪場

保管期間 告示日から起算して 4 月間 |
| 4 連絡先 | 太田市役所市民生活部交通対策課 電話 0276-47-1826 |